

那須烏山市建設工事監督執務規程

令和4年9月12日
那須烏山市規程第7号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 監督（第5条－第21条）
- 第3章 諸手続（第22条－第31条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正かつ円滑な施工の推進を図るため、法令その他別に定めるもののほか、工事の監督について、必要な事項を定めるものとする。

（監督職員）

第2条 この規程において「監督職員」とは、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号）第64条の規定により監督を命ぜられた職員で、那須烏山市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第10条に規定する監督職員をいう。

2 監督職員は、その担当する業務の内容等により次の各号に掲げる区分に分類し、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) 総括監督員 当該工事を担当する課長
- (2) 主任監督員 当該工事を担当するグループの総括
- (3) 監督員 当該工事を担当するグループの係長、主査又は主任

3 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、監督職員を命ずることができる。

（監督職員の業務）

第3条 監督職員は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める業務を行うものとする。

(1) 総括監督員

ア 請負者に対する必要な指示、承諾、確認又は協議（以下「必要な指示等」という。）のうち重要なもの

イ 関連する2以上の工事の監督を行う場合における工事の工程等の調整（以下「工事工程等の調整」という。）のうち重要なもの

ウ 工事の内容変更、一時中止又は打ち切り（以下「内容変更等」という。）の必要がある場合にあっては、当該内容変更等を行う理由その他必要な事項に係る市長への報告

エ 主任監督員及び監督員の総括

(2) 主任監督員

ア 請負者に対する必要な指示等（総括監督員及び監督員の業務に係るものを除く。）

- イ 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承諾（監督員の業務に係るものを除く。）
- ウ 契約書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認及び工事材料の品質検査
- エ 工事工程等の調整（総括監督員の業務に係るものを除く。）
- オ 内容変更等の必要がある場合にあつては、当該内容変更等を行う理由その他必要な事項に係る総括監督員への報告
- カ 監督員の指揮監督

(3) 監督員

- ア 請負者に対する必要な指示
- イ 契約書に基づく工事实施のための詳細図等の作成及び交付（請負者が詳細図等を作成した場合にあつては、当該詳細図等の承諾）
- ウ 契約書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認及び工事材料の品質検査
- エ アからウまでに掲げる業務の処理結果に係る主任監督員への報告
- オ 内容変更等の必要がある場合にあつては、当該内容変更等を行う理由その他必要な事項に係る主任監督員への報告

2 市長は、特に必要があるときは、前項の規定にかかわらず、監督職員に業務を命ずることができる。

（監督職員の交替）

第4条 監督職員が工事の完成前に交替するときは、前任者は、必要な事項を文書、図面等（以下「文書等」という。）に明示して後任者に引継がなければならない。

第2章 監督

（監督職員の基本姿勢）

第5条 監督職員は、厳正かつ公平に責任と信念を持って、契約書に基づく契約の適正な履行が確保されるよう工事の監督に当たらなければならない。

（監督職員の服装）

第6条 監督職員の服装は、監督業務に適したものでなければならない。

（請負者への保安指導）

第7条 監督職員は、請負者に対し常に工事従事者の安全、第三者の生命及び財産に関する危害防止、交通の安全並びに水利の適切な確保等に十分配慮しながら工事の施工に当たるよう指導しなければならない。

（設計図書等の把握等）

第8条 監督職員は、工事に係る契約書、設計図書、各種基準その他関係法令等を十分に理解するとともに、当該工事の現場の状況を的確に把握することにより、当該工事が初期の目的に沿って施工されるよう監督しなければならない。

(市長に対する報告等)

第9条 監督職員は、必要に応じて工事の経過を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督職員は、請負者の工事の施工又は管理の状況が不適切であると認めたときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(請負者に対する指示等)

第10条 監督職員が、請負者に対し行う必要な指示等は、疑義が生じないようにするため、文書等により行うものとする。

2 監督職員は、請負者と定例の打合せその他の方法による連絡協議の機会を設け、工事に係る施工、工程、安全その他工事管理に必要な事項を把握し、もって早期に対策を指示することにより、工事管理の徹底に努めなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第11条 監督職員は、工事に関係のある各課局、官公署その他関係者等（以下「関係者等」という。）と必要な連絡調整を図り、工事の施工に支障をきたさないようにしなければならない。

(工事関係図書類の整備)

第12条 監督職員は、工事の設計図書等関係書類を整備しておかなければならない。

2 監督職員は、請負者から提出された書類及び工事の施工に関する協議等の記録その他関係書類を整備しておかなければならない。

(工事着工前指導)

第13条 監督職員は、請負者に対して、工事着工前に当該工事の内容を正確に説明し、その位置、工法、施工順序等を指導しなければならない。

(位置等の確認)

第14条 監督職員は、請負者の立会いの上で、請負者が設置した丁張、基準点標、測量結果等を確認しなければならない。

(工事の促進)

第15条 監督職員は、実施工程表に基づき常に工事の進捗状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、請負者に厳重に注意するとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 監督職員は、工事の施工に当たり工事材料又は機器等の製作のために日数を要するものがあるときは、早期に請負者と協議し、工事に支障が生じないようにしなければならない。

3 監督職員は、請負者が正当な理由なく工事に着手しないとき、天災その他やむを得ない理由により工事の進捗が妨げられたとき、その他契約の適切な履行に支障が生ずると認められるときは、速やかにその理由、状況等を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

(工事現場監督)

第16条 監督職員は、設計図書、野帳、スケール等を常に携行して監督に努めなければならない。

- 2 監督職員は、工事の出来形が設計図書に適合しないと認めるときは、速やかに請負者に改造等を指示しなければならない。
- 3 工事現場の指示事項は、原則として請負者に対して指示書により指示しなければならない。
- 4 監督職員は、工事の施工部分のうち当該工事の完成後において外部から確認することが困難な部分については、その施工に立会うとともに請負者に写真を撮らせて整理させておかななければならない。
- 5 監督職員は、工事の検査確認事項、指示事項その他必要な事項を記録しておかななければならない。

(工事材料の品質検査)

第17条 監督職員は、請負者から工事材料の確認を求められたときは、速やかに設計図書と照合し、品質、形状、寸法その他必要な事項を検査するとともに、その数量を確認しなければならない。

- 2 監督職員は、工事の施工に伴う品質管理の資料が請負者から提出されたときは、その内容を確認し必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、請負者に検査済工事材料及び未検査工事材料に区分させるとともに、検査済工事材料にあつては、合格工事材料及び不合格工事材料の区分をさせるものとする。
- 4 監督職員は、設計図書に明示された工事材料その他工事の施工上必要なものの確認には、請負者を立ち合わせなければならない。
- 5 監督職員は、請負者が前項の確認を受けずに施工したときは、市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(中間検査の申出)

第18条 監督職員は、那須烏山市建設工事検査規程（平成17年10月那須烏山市規程第24号）第2条第1項に規定する検査員（第21条において「検査員」という。）による中間検査を行う必要があるときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(完成確認及び出来形不完全の措置)

第19条 監督職員は、請負者から工事完成通知書が提出されたときは、速やかに当該工事の出来形を確認し、遅滞なく関係者等に書類等の引継ぎを行わなければならない。

- 2 監督職員は、前項の確認により不適合箇所が認められたときは、請負者に対し直ちに改造等の措置を指示しなければならない。
- 3 監督職員は、前項の不適合箇所が重大なとき、又は手直しに要する期間が長期にわたるときは市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(設計図書と施工現場の不一致等)

第20条 監督職員は、設計図書に必要な記載が欠けているとき、又は相互に符号しない記載があるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その不一

致が軽易なものであって、かつ、判断が容易であるときは、監督職員が請負者にその措置を指示することができる。

2 監督職員は、工事の施行に当たり、設計図書と施工現場の状態が一致しないとき若しくは地盤等が予期しない状態になっていることを発見したとき、又は請負者からこれらについて通知を受けたときは、前項に準じて処理しなければならない。

3 監督職員は、工事の内容若しくは工期を変更し、工事を一時中止し、又は工事を打ち切る必要があると認められるときは、速やかにその理由を付して市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査の協力)

第21条 監督職員は、検査員の行う検査に立会いし、協力しなければならない。

第3章 諸手続

(官公署への手続)

第22条 監督職員は、請負者が工事の進捗状況に応じて工事の施工に必要な手続を遅滞なく行うように指示するものとする。

2 監督職員は、請負者が行った手続により発生した文書を適切に保管し、工事の完成時にあっては、必要に応じて施設管理者に引継ぐものとする。

(工期の延長)

第23条 監督職員は、請負者から工期延長の申出を受けたときは、遅滞なく内容を調査し、意見を付して市長に報告をしなければならない。

(下請負)

第24条 監督職員は、請負者が一括下請に付したと認められるとき、又は一部下請の届出を行わないで下請負に付したと認められるときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場発生品の処理)

第25条 監督職員は、工事の施工に伴い発生品が生じたときは、請負者に現場発生品に係る調書を作成させ、別に定める手続に従い処置をさせなければならない。

(支給資材の保管及び使用状況の把握)

第26条 監督職員は、支給資材の保管及び使用状況を常に把握するものとする。

2 監督職員は、請負者の故意又は過失により支給資材が滅失又は毀損されたときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事目的物等に対する損害)

第27条 監督職員は、工事目的物の引渡し前に当該工事目的物又は工事材料に損害を生じたとき、その他工事の施工に関し損害が生じたときは、遅滞なくその実情を調査し、意見を付し

て市長に報告しなければならない。

(第三者に対する損害)

第28条 監督職員は、請負者が工事施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なく事実を調査し、意見を付して市長に報告しなければならない。

(契約の解除の申出)

第29条 監督職員は、請負者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに意見を付して市長に報告しなければならない。

(契約解除)

第30条 監督職員は、契約を解除する必要があると認められるときは、速やかにその理由を市長に報告しなければならない。

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程により監督を行う工事は、この規程の施行の日以後に市が発注する工事について適用し、同日前に市が発注した工事については、なお従前の例による。